

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、予防接種に関する事務および新型インフルエンザ予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

評価実施機関名

筑西市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務および新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づきA類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)に基づき新型インフルエンザの予防接種について、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種対象者ファイル (2) 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) ・第9条1項、別表十四、別表百二十六 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び 同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25項、27項、28項、29項、153項</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25項、26項、28項、153項、154項</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>保健福祉部 健康増進課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>健康増進課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>保健福祉部 健康増進課</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>保健福祉部 健康増進課</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[<input type="radio"/>] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、セキュリティ研修を実施を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	I-5-① 部署	保健福祉部 保健予防課	保健福祉部 健康増進課	事後	組織変更のため
令和1年6月18日	I-5-② 所属長の役職名	保健予防課長	健康増進課長	事後	組織変更のため
令和1年6月18日	I-7 請求先	保健福祉部 保健予防課	保健福祉部 健康増進課	事後	組織変更のため
令和1年6月18日	I-8 請求先	保健福祉部 保健予防課	保健福祉部 健康増進課	事後	組織変更のため
令和1年6月18日	II-1 対象人数	平成30年6月12日時点	令和1年5月31日時点	事後	組織変更のため
令和1年6月18日	II-2 取扱者数	平成30年6月12日時点	令和1年5月31日時点	事後	組織変更のため
令和3年3月10日	I-1-② 事務の概要		新型インフルエンザに関する項目の追加	事前	
令和3年3月10日	I-3 法令上の根拠		別表第一93の2項の追加	事前	
令和3年3月10日	I-4-② 法令上の根拠		別表第二 115の2項の追加	事前	
令和3年3月10日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	
令和3年6月30日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言		新型インフルエンザに関する項目の追加	事後	
令和3年6月30日	I-1-① 事務の名称		新型インフルエンザに関する項目の追加	事後	
令和3年6月30日	I-1-② 事務の概要		新型コロナウイルス感染症及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する項目の追加	事後	
令和3年6月30日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一10項、別表第一93の2項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五	事後	
令和3年6月30日	I-4-2 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び	事後	
令和3年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月10日時点	令和5年6月23日時点	事後	
令和3年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月10日時点	令和5年6月23日時点	事後	
令和3年12月7日	I-1-② 事務の概要		新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する追加	事後	
令和3年12月7日	I-3 個人番号の利用	番号法第19条15、番号法第19条5号	番号法第19条16、番号法第19条6号	事後	
令和5年6月23日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年6月4日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年6月23日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年6月4日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和7年2月18日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年2月18日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月18日	I-1-② 事務の概要		新型コロナウイルス感染症についての文言を削除	事後	
令和7年2月18日	I-1-③ システムの名称		4. ワクチン接種記録システム(VRS)を削除	事後	
令和7年2月18日	I-3 個人情報の利用	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条1項、別表第一10項、別表第一の93の2項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条、第67条の2 <p>3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条1項、別表十四、別表百二十六 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条、第67条の2 	事後	
令和7年2月18日	I-4-② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>別表第二の第16の2項、17、18、19項、115の2項</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第13条(別表第二主務省令における情報提供の根拠)</p> <p>別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>別表第二の第16の2、3項、115の2項</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第12条の2(別表第二主務省令における情報提供の根拠)</p> <p>別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>25項、27項、28項、29項、153項</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>25項、26項、28項、153項、154項</p>	事後	
令和7年2月18日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる項目	なし	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更による追加
令和7年2月18日	IV-11 当該対策は十分か	なし	2) 十分である	事後	様式変更による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月18日	IV-11 判断の根拠	なし	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、セキュリティ研修を実施を実施している。	事後	様式変更による追加